

公害審査委員会の委員の認定についての反対討論（要旨）

2006年12月議会

2006/12/19

私は、ただいま上程されました議案第133号、公害審査会の委員の任命について同意を求める件につきまして、提案された9名のうち、8名に同意し、川畑孝則氏については同意できないことを表明し、討論いたします。

公害審査会は、公害紛争処理法に基づき、公害に係わる紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うことを任務として設置されております。

公害を生み出すのは、主として企業の利益追及の活動であり、本県での過去の公害審査会で取り扱った案件を見ても、工場の騒音について工場と住民との間での紛争や石油備蓄基地をめぐる企業と真珠の養殖業者との紛争、最近では、住宅の解体に伴う騒音についての企業と住民との間の紛争であります。

こうした実態を見たとき、公害審査会の委員として企業の代表はふさわしくないと考えるのは当然であります。川畑孝則氏は、建設会社の代表取締役副社長であり、また鹿児島経済同友会の副代表幹事としても活動してこられたいわば企業の代表であります。公害審査会の委員には、医師や弁護士、学識経験者などと合わせて、公害の被害者となることの多い、農林水産業の生産者や消費者団体などから委員の登用を図られますよう提案いたしまして、討論いたします。